

宮古島市訪問理・美容サービス事業実施要綱（平成17年宮古島市告示第56号）新旧対照表

現行	改正後						
○宮古島市訪問理・美容サービス事業実施要綱 （事業内容） 第4条 この事業は、対象者の居宅に理容師、美容師を派遣し、<u>次の理・美容サービス</u>を提供することを内容とする。ただし、対象者の健康上又は身体的な状況等の理由により、実施困難な場合はサービスの一部又は全部を実施しないことができるものとする。 <u>(1) 理容サービス 調髪・顔そり</u> <u>(2) 美容サービス カット・ブロー</u> （費用の負担） 第10条 市は、訪問理・美容サービスに係る移動・出張に要する経費を負担し、利用者は、<u>事業者が定めた別表に掲げる理・美容料金</u>を負担するものとする。 <u>別表（第10条関係）</u> 事業者が定めた理・美容料金 <table> <tr> <th>区分</th><th>1回当たりの料金</th></tr> <tr> <td>理容料金</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>美容料金</td><td>1,500円</td></tr> </table>	区分	1回当たりの料金	理容料金	1,500円	美容料金	1,500円	○宮古島市訪問理・美容サービス事業実施要綱 （事業内容） 第4条 この事業は、対象者の居宅に理容師、美容師を派遣し、<u>対象者が希望する理・美容サービス</u>を提供することを内容とする。ただし、対象者の健康上又は身体的な状況等の理由により、実施困難な場合はサービスの一部又は全部を実施しないことができるものとする。 （費用の負担） 第10条 市は、訪問理・美容サービスに係る移動・出張に要する経費を負担し、利用者は、<u>事業者が定めた理・美容料金</u>を負担するものとする。
区分	1回当たりの料金						
理容料金	1,500円						
美容料金	1,500円						